

# 函館大学付属有斗高等学校硬式野球部OB会規約

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は、函館大学付属有斗高等学校硬式野球部OB会(以下「会」という)とい  
い、所在地を母校内におき、事務局をうえの社会保険労務士事務所内におく。

(目 的)

第 2 条 会は、母校硬式野球部の発展を助成し、あわせて会員相互の親睦をはかること  
を目的とする。

(事 業)

第 3 条 会は、前条の目的を達成するために次の事を行う。

1. 母校硬式野球部員に対する技術的、精神的指導ならびに物質的な支援
2. 会員間の親睦を目的とする会合
3. その他、目的達成のために必要な事業

(会員資格)

第 4 条 会員の資格は次のとおりとする。

1. 母校を卒業し、硬式野球部出身者(以下「会員」という)とする
2. 名誉会長は、学校長を推す
3. 母校硬式野球部長、監督及び歴代の部長、監督(以下「特別会員」という)とする
4. 会の役員を退任した者および会のため尽力し、その功績顕著な者(以下「顧問・相談役」という)とする

(役 員)

第 5 条 会に次の役員をおく。

1. 名 誉 会 長 1 名
2. 特 別 会 員 若 千 名
3. 顧 問 若 千 名
4. 相 談 役 1 名
5. 会 長 1 名
6. 副 会 長 若 千 名
7. 幹 事 長 1 名
8. 副 幹 事 長 若 千 名
9. 会 計 1 名
10. 会 計 監 事 2 名
11. 幹 事 若 千 名

(役員を選出)

第 6 条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 副会長、幹事長は総会にて会員の中から選出する
2. 幹事は、卒業年次の会員の中から互選し、これを会長が委嘱する
3. 副幹事長、会計、会計監事は幹事の中から会長が委嘱する
4. 支部長は、支部総会に於いて指名されたものを会長が承認する

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し会務を統括する
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する
3. 幹事長は、会の事務を掌理する
4. 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長事故あるときはこれを代行する
5. 会計は、会の会計を処理する
6. 会計監事は、会の財産及び事業の運営状況を監査する

(幹事の仕事)

第 8 条 幹事は、会の運営に参画及び事業の推進に協力し、同期会員の連絡にあたる。

(役員及び幹事の任期)

第 9 条 役員及び幹事の任期は2年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、再選を妨げない。

2. 欠員の補充により推せん又は選出されたものの任期は、前任者の残任期間とする

(顧問及び特別会員)

第 10 条 会に顧問・相談役及び特別会員をおくことができる。

2. 顧問・相談役及び特別会員は、会長の要請に応じて会議に出席して意見を述べることができる。

(代表幹事会の設置)

第 11 条 会に必要あるときは、別に運営のための代表幹事会を設置することができる。

2. 副会長、ならびに副幹事長、会計、幹事をもって構成する。

(会議の種類)

第 12 条 会の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

(総 会)

- 第 13 条 総会は、会長が毎年5月に招集する。  
ただし、会長が必要と認めるときは臨時に招集することができる。
2. 会長が緊急必要と認めるときは、幹事会を招集し、総会にかわって決議できるものとする。

(総会の構成)

- 第 14 条 総会は、会の最高議決機関で役員及び会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

- 第 15 条 総会は次のことを議決する。
1. 予算及び事業計画にかんすること
  2. 決算及び事業報告にかんすること
  3. 規約の制定及び改廃にかんすること
  4. その他必要なこと

(幹 事 会)

- 第 16 条 幹事会は、必要の都度会長が招集する。

(幹事会の構成)

- 第 17 条 幹事会は、正・副会長、正・副幹事長、会計、幹事をもって構成す
2. 欠員の補充により推せん又は選出されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会の審議事項)

- 第 18 条 幹事会は、次のことを審議する。
1. 総会の議案及び議決に関すること
  2. 事業計画の執行に関すること
  3. 予算の補正、細則の設定及び改廃にかんすること
  4. その他、会の運営上必要なこと

(会議の議決)

- 第 19 条 議決は、総会においては出席会員、幹事会においては出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の議長)

- 第 20 条 会議の議長は、総会においては出席会員の中から選出し、幹事会においては会長がこれにあたる。

(支 部)

- 第 21 条 会員が居住する地方には、支部を設けることができる。
- 第 22 条 支部の設置及び支部規定は、会長の承認を得ることとする。
- 第 23 条 支部は、年1回総会を開催し、会務を事務局へ報告するものとする。

(会 費)

- 第 24 条 会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入によるものとする。

2. 会費は、年額3,000円とする。又特に必要のあるときは臨時徴収することができる。
3. 納入期日は、毎年3月31日までに全額を納付することとする。

(会費の徴収方法)

第 25 条 会費の徴収は、郵便振込(口座番号0260-2-123)または函館信用金庫本店(普通預金番号 003 - 0944705 口座名義 函館大学附属有斗高等学校硬式野球部OB会)又は、事務局までとどけることとする。

(会計年度)

第 26 条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基金)

第 27 条 会に必要あるときは、特別会計を設けることができる。

(住所変更届)

第 28 条 会の会員は、氏名、住所、勤務先等が変更の場合は、事務局へ報告することとする。

(規約の改廃)

第 29 条 この規約の改廃については総会において行う。

(雑則)

第 30 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は幹事会で定める。

#### 附 則

1. この会則は、昭和 48 年 4 月 19 日から施行し昭和48年4月1日より適用
1. 本会則は、昭和 50 年 2 月 8 日 一部改正
1. 本会則は、平成 9 年 7 月 4 日 一部改正
1. 本会則は、平成 12 年 6 月 10 日 一部改正
1. 本会則は、平成 17 年 6 月 25 日 一部改正 (第5条 役員)
1. 本規約は、平成 23 年 6 月 3 日 一部改正